

本県における森林環境(譲与)税の 取組の考え方

神奈川県 環境農政局

平成30年5月

森林環境(譲与)税の概要

(1) 森林環境税(仮称)

- ア 森林環境税(仮称)は国税とし、平成36年度から課税する。
- イ 納税義務者は国内に住所を有する個人とし、税額は年1,000円とする。
- ウ 賦課徴収は市町村が個人住民税と併せて行い、都道府県を經由して税収の全額を国の譲与税特別会計に払い込む。

(2) 森林環境譲与税(仮称)

ア 用途

市町村	間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等や森林整備及びその促進に関する費用
都道府県	市町村の支援等に関する費用

イ 譲与基準及び本県への譲与額

(ア) 譲与基準

譲与先	譲与割合	譲与基準
市町村	総額の90%	50%：私有林人工林面積(林野率による補正あり) 20%：林業就業者数
都道府県	総額の10%	30%：人口

(イ) 本県への譲与額(神奈川県による試算)

年度	H31(初年度)	(この間段階的に増額)	H45～
市町村	3億8,800万円	→	13億950万円
県	9,700万円		1億4,550万円

【参考】水源環境保全税

○税を使用する場所

県外上流域を含めたダム上流域を中心に、河川水及び地下水の取水点の集水域全体
(県内の水源保全地域は、県内19市町村に掛っている)

○用途

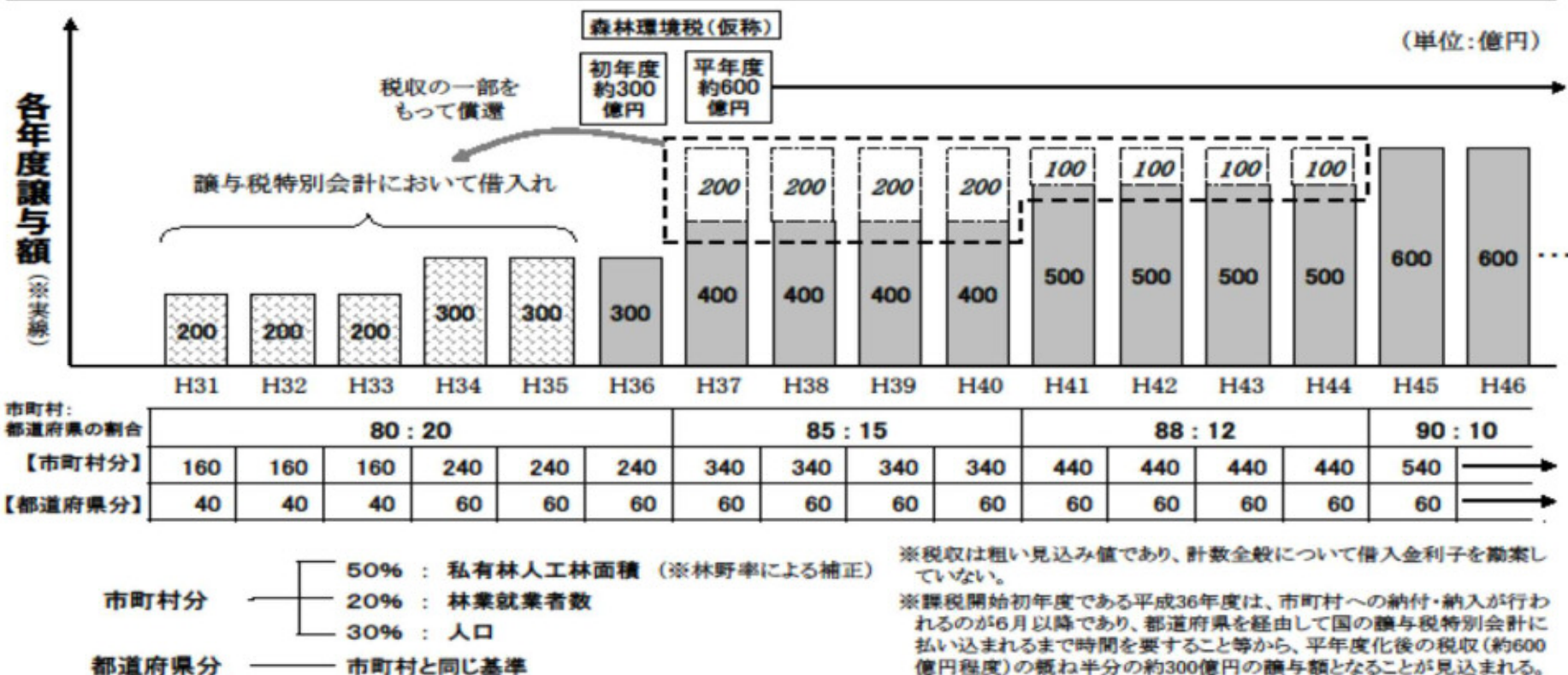
- ・水源林の整備
- ・間伐材の搬出促進
- ・河川・水路の自然浄化対策
- ・地下水保全対策
- ・生活排水処理施設の整備

○税の規模

平成19年から個人県民税に超過課税を導入し、税の年額は約40億円。
(納税義務者1人当たりの平均負担税額890円/年)

森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



本県への森林環境譲与税の譲与額

神奈川県譲与額＝市町村13億950万円＋県1億4,550万円

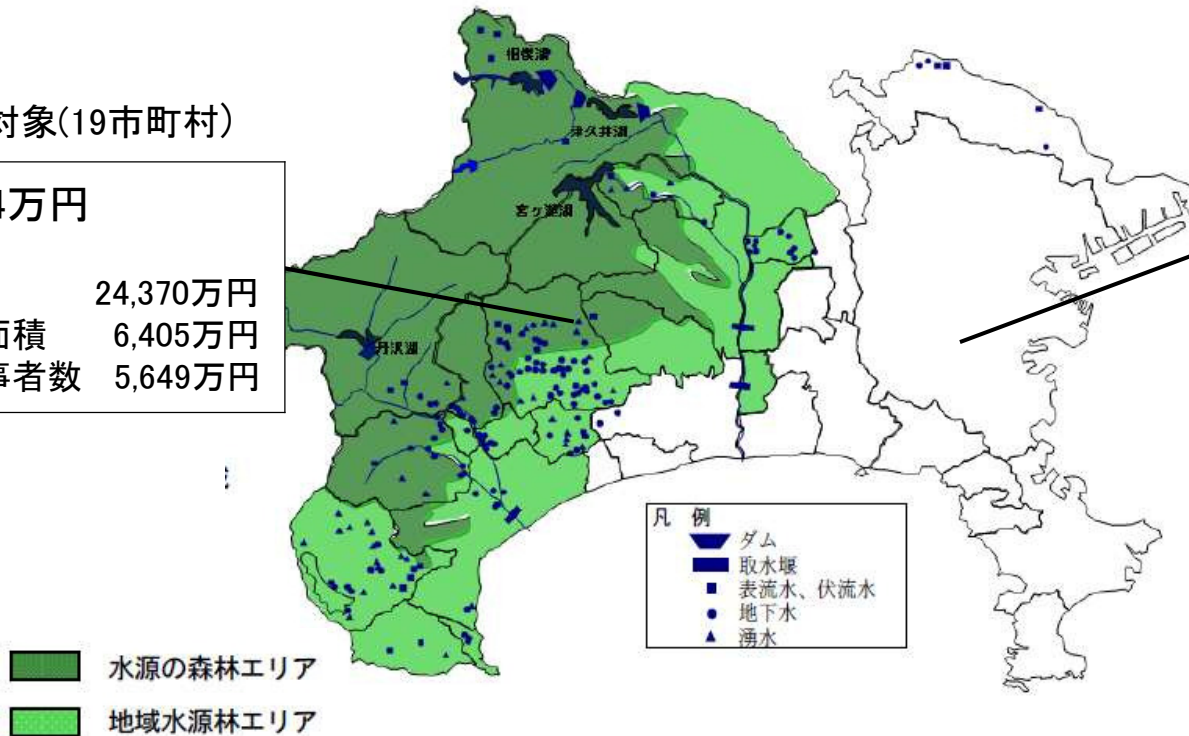
水源環境保全税対象市町村 3億6,424万円
 水源環境保全税対象外市町村 9億4,526万円

水源環境保全税対象(19市町村)

譲与額 (概算、 H45～)	3億6,424万円
	(内訳)
	・人口 24,370万円
	・人工林面積 6,405万円 ・林業従事者数 5,649万円

水源環境保全税対象外(14市町)

譲与額 (概算、 H45～)	9億4,526万円
	(内訳)
	・人口 91,893万円
	・人工林面積 553万円 ・林業従事者数 2,080万円



森林政策の推移

【以前】

- 戦後の緑の回復や林業振興の観点から、広域行政である県が主体となって森林・林業政策を実施

【平成19年度～】

- 神奈川の水源環境の保全・再生の観点から、水源環境保全税を導入し、水源地における特別対策を開始

【平成29年度】

- 森林環境税の創設が盛り込まれた平成30年度税制改正大綱が閣議決定され、市町村による森林整備やその促進に関する取組が明記



森林環境譲与税が配分される平成31年度以降は、県と市町村が連携・協力しながら、県内すべての森林の保全・再生を図っていく。

本県における森林環境税の役割

- 森林環境税は、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るために森林整備等に係る地方財源を安定的に確保する観点から創設
- 税の用途は、当初、間伐などの森林整備に限定されていたが、最終的には、人材育成・担い手の確保や木材利用の促進、普及啓発などが追加
- その結果、県内への譲与額は、税の検討当初1億8千万円程度であったものが、最終的には約14億5千万円に増加



全国的な視点で捉えた場合、神奈川県全体が都市地域であることから、温室効果ガス排出削減など森林環境税の目的を達成していくためには、森林整備に加え、木材利用を積極的に促進しCO2を固定することが、本県の重要なポイント

森林環境(譲与)税の取組を進めるにあたっての目指す方向

県民、議会、市町村の理解を得ながら

独自課税(水源環境保全税)との両立を図り、相乗効果を創出



両税を効果的に組み合わせることで、県内全ての森林の保全・再生を図り、
県がこれまで進めてきた水源かん養機能の向上など水源環境の保全のみならず、
森林の持つ様々な恵みを、将来にわたり県民と共有

両税の用途（イメージ）

水源環境保全税

- ・ 間伐材の搬出促進
- ・ 河川・水路の自然浄化対策
- ・ 地下水保全対策
- ・ 生活排水処理施設の整備

人工林の整備
(これまで水源環境保全税
を充当してきたエリア)

人工林の整備
(水源環境保全税の対象
としていないエリア)

森林環境(譲与)税

- ・ 天然林、竹林の整備
- ・ 木材利用の促進
- ・ 担い手の育成・確保
- ・ 普及・啓発

市町村が担う事業(イメージ)

1 森林整備(人工林、天然林、竹林など)

(1) 森林所有者からの森林管理の受託

- ・ 所有者の意向確認
- ・ 森林の調査、境界画定
- ・ 意欲と能力ある経営者への再委託
- ・ 市町村管理森林の受託



(2) 森林の管理・整備

- ・ 森林整備に係る調査・設計
- ・ 間伐などの森林整備

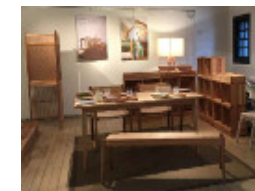
2 担い手の育成・確保

- ・ 市町村内の事業体の労働環境改善への支援
- ・ 整備の担い手となる森林ボランティア団体の育成



3 木材利用の促進

- ・ 公共施設等の木造化・木質化
- ・ 小・中学校の机・椅子の木造化
- ・ 県産(国産)木材物品の調達
- ・ 県産(国産)木材の普及・PR(イベント、パンフ等)
- ・ 県産(国産)木材の利用促進に向けた支援



4 普及・啓発

- ・ 植樹イベントの開催、木育等
- ・ 地域森林ボランティア活動への支援



事業実施に向けた市町村の課題と県の支援策

【市町村の課題】

1 実施体制・運営

- 技術職がない。将来的にも採用できない
- 育てたくとも指導できる人材がない
- 森林所有者がわからない
- 整備を担える事業者がないorわからない
- 意欲と能力のある経営者がわからない

2 技術・ノウハウ

- 森林の現状がわからない
- 森林の良し悪し(見方)がわからない
- 混交林への誘導の仕方(整備方法)がわからない
- 森林整備の調査方法がわからない
- 設計・積算方法がわからない

3 その他

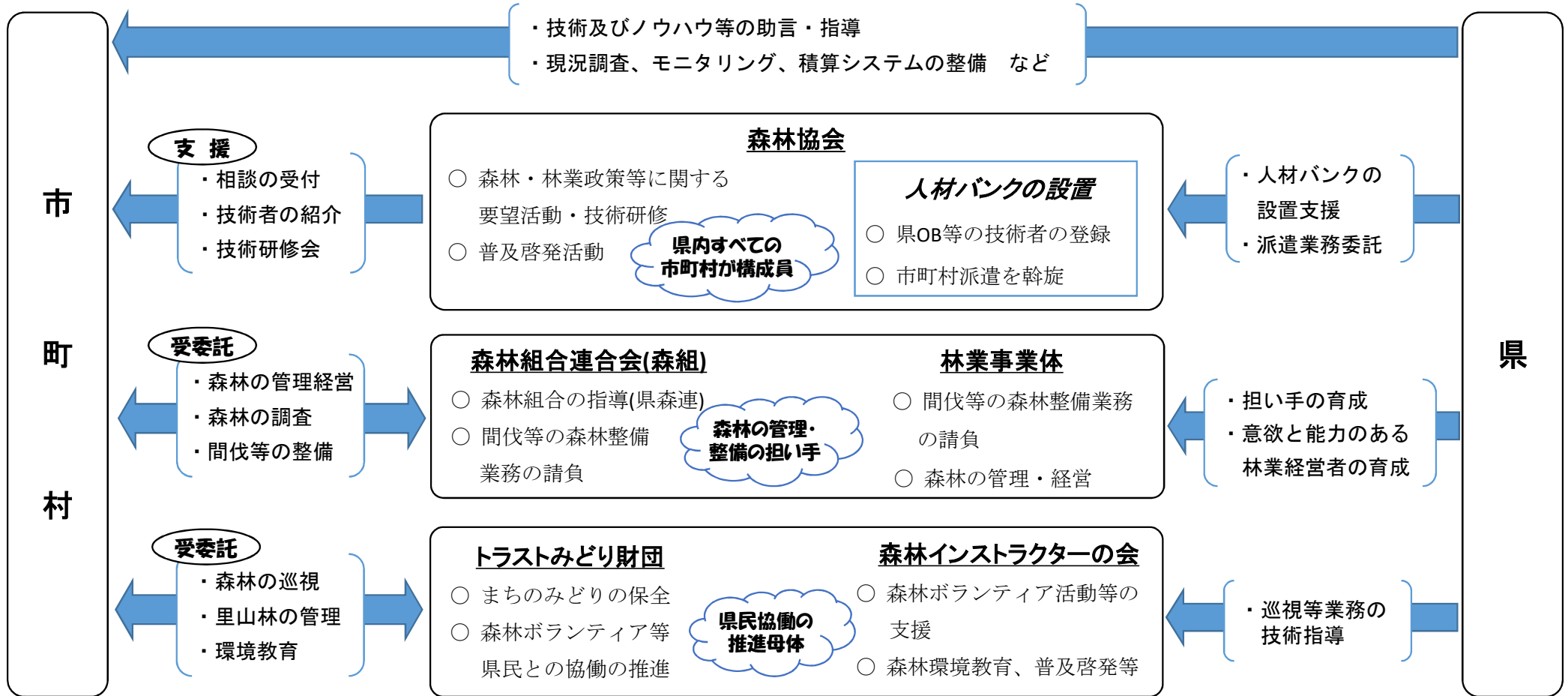
- 独自課税(みどり税)とのすみ分け
- 市町村独自事業とのすみ分け(地域材、里山)
- 予算が使い切れないor少額で何もできない
- 木材の調達・調整方法がわからない

【県の支援策(イメージ)】

- 県職員による技術指導・助言
 - ・ 森林整備の技術研修や手引きの提供
 - ・ 設計、積算への支援 など
- 市町村業務を担える技術者等の確保
 - ・ 人材バンクの設置
 - ・ 森林整備を担える事業者の育成 など
- 市町村が取り組みやすい環境の整備
 - ・ 新たな事業等の企画・提案
 - ・ 県産木材情報の提供、需給調整 など

総合的な支援体制の構築(イメージ)

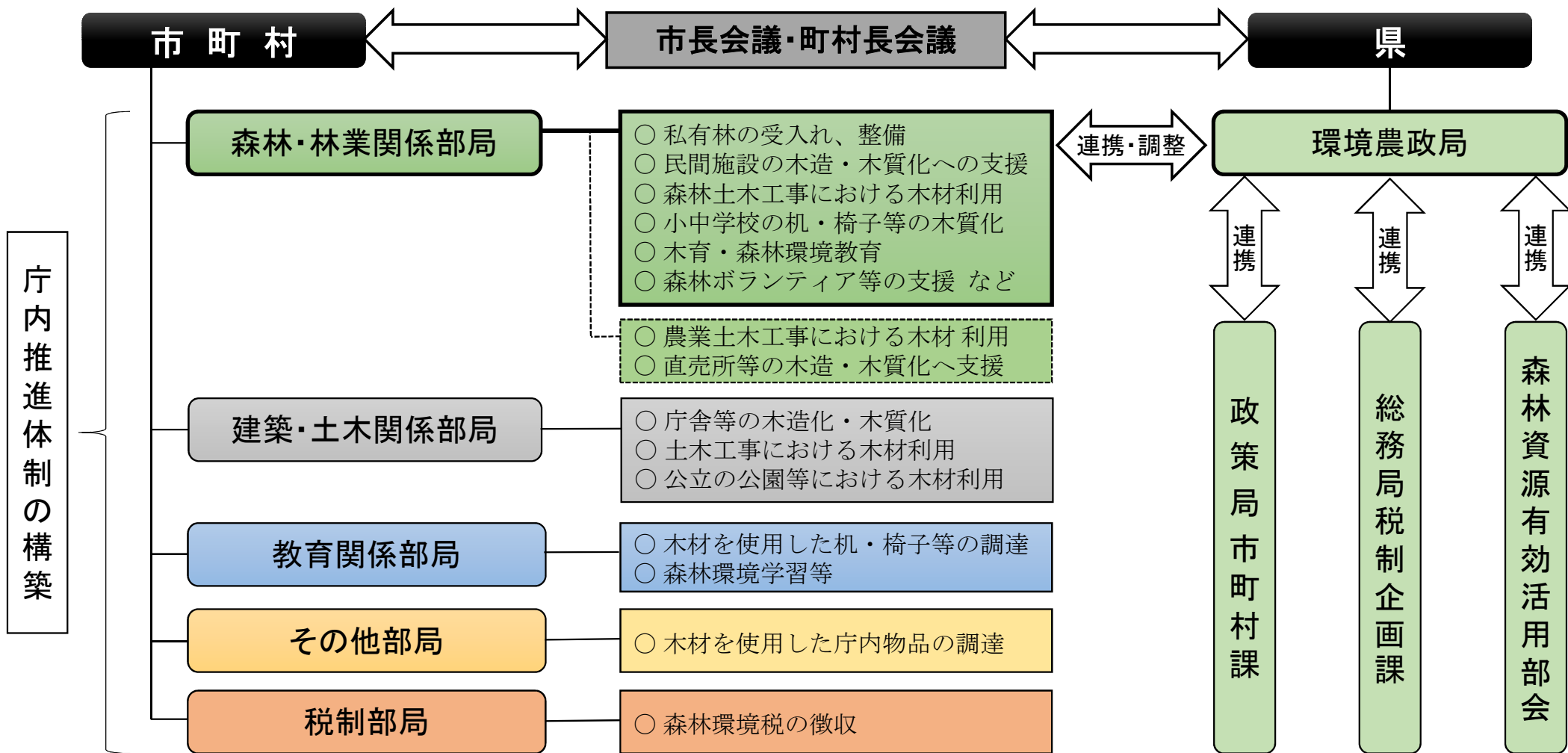
市町村における事業の円滑な推進に向け、県による直接的な指導、支援に加え、森林・林業関係団体への業務委託等を視野に入れた支援体制を構築する。



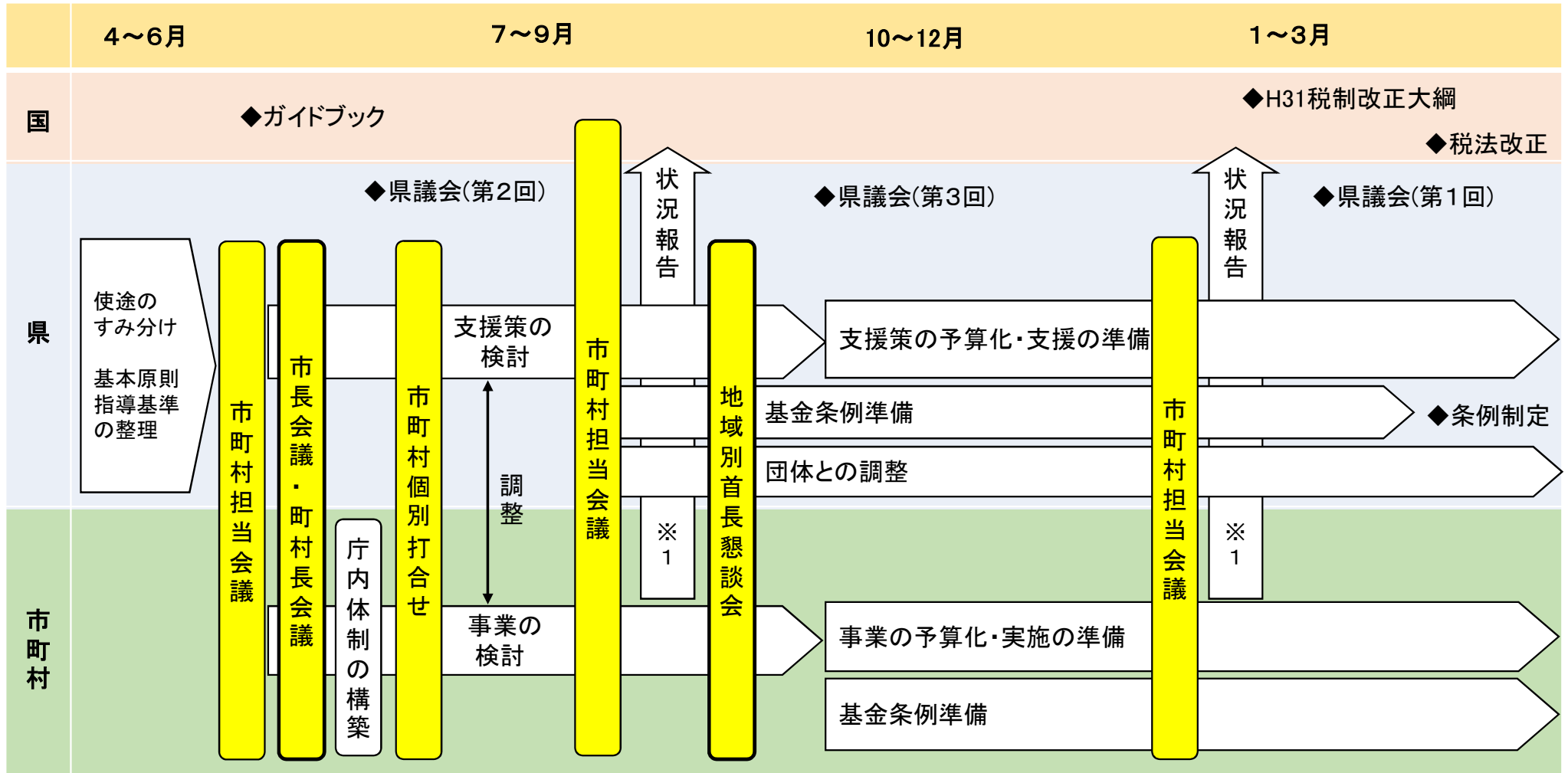
※ 木材の調達・製品の加工等については、木材関係団体と連携した支援体制を構築

庁内連携の枠組み(イメージ)

森林環境譲与税の用途は、森林整備のほか木材利用や森林環境教育など幅広く、市町村における関係部局も多岐にわたることから、市町村、県庁内とも関係部局との連携体制を構築する。



森林環境(譲与)税の創設に向けたスケジュール



森林環境税による取組開始
H31・4
※2

※1 検討・準備の状況を国へ報告(8、11月)

※2 森林環境譲与税の払い込み時期は、9月・3月の2回